

## 「働き方改革関連法の改正」と「同一労働同一賃金」 についてのセミナーを実施しました！ ～好評のうちに終了しました～

令和3年1月27日



セミナーの様子

茨城働き方改革推進支援センター（茨城労働局 委託事業）では「同一労働同一賃金」の実現やテレワークを進めるためのポイントなどのセミナー及び社会保険労務士等の専門家による相談会を令和2年9月より定期的の実施し、計14回の開催を好評のうちに終了しました。

また、令和3年4月から企業規模を問わず全ての企業にパートタイム・有期雇用労働法の改正が適用されます。

ついては、事業所内で整備されている就業規則や賃金規定等について改正内容に適応できているか、ご確認をお願いします。

なお、「同一労働同一賃金」等に関するご相談は茨城働き方改革推進支援センターにて引き続き対応しております。また、無料にて専門家派遣も行っておりますので、是非お問い合わせください。

●「茨城働き方改革推進支援センター」についてのご案内は[こちら](#)！

【お問い合わせ先】

＜茨城労働局 委託事業＞

茨城働き方改革推進支援センター TEL:0120-971-728